

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正のほか、消防庁次長通知に伴い所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととしたほか、「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号は、国際標準化機構又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととした。

(2) 急速充電設備の充電対象を「電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの）」とし、全出力の上限を撤廃した。

また、コネクタを用いて充電するものであることを明記し、分離型の急速充電設備にあつては、充電ポストも含むこととした。

(3) 蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等について基準の見直しを図った。

また、キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととした。

そのほか、火を使用する設備等の届出の対象から、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととした。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても同様の条例改正が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

- (1) 令和5年2月21日付け消防予第59号消防庁次長通知
- (2) 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号及び令和5年総務省令第48号）
- (3) 火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表